

羽幌町空き家バンク物件登録の手順

「空き家・空き地」を「売りたい・貸したい」方

1 登録申込

- (1) 羽幌町ホームページから次の様式をダウンロード・印刷し、必要事項を記載
- ①空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）**※押印不要**
 - ②空き家バンク登録カード（別記様式第2号）
 - ③申請者が物件の所有者でない場合、所有者との関係が分かる書類（戸籍謄本など）
- (2) 提出方法
- ①役場に持参
 - ②郵送
 - ③メール
- (3) 契約交渉の形式
- ①**直接型**：登録者と利用希望者とで直接交渉する形式
 - ②**間接型**：登録者に代わり北海道宅地建物取引業協会旭川支部 留萌分区が仲介役となって交渉する形式(仲介手数料有)
- (4) 羽幌町ホームページから、様式のダウンロードができない場合、送付しますので連絡してください。



2 現地確認

- (1) 申請者（又は代理者）と担当職員が立ち会い、物件の現地確認を行います。
- (2) 現地では、登録カードの記載内容の確認、物件の写真撮影（外観・室内）、間取りの確認等を行います。
- ※外観だけの写真掲載を希望する場合、必ずしも立ち会いは必要ありません。ただし、建物跡地の登録で申請者の立ち会いがない場合は、土地の境界などの詳細は掲載できません。



3 登録決定

- (1) 申請書類の確認及び現地調査の結果、登録することが適当と認められた場合、町から空き家バンク登録完了書（別記様式第4号）を送付し、羽幌町ホームページに掲載します。



(次ページあり)

4 物件の情報提供方法

- (1) 羽幌町ホームページに掲載
⇒公開情報は、物件の基本情報のみです。所有者等の情報は、空き家バンク利用希望者のみに情報提供をします。
※空き家バンクを利用せず交渉に入った場合は、お電話等で町へ連絡してください。
- (2) 役場で紙ベースによる台帳閲覧



5 物件の見学（登録時に見学対応可能とされた場合）

利用希望者から見学の申し出があった場合、町から登録者に連絡し、相談します。



6 利用登録者の紹介・交渉・契約の流れ

- (1) 利用希望者から交渉の申し出があった場合、町から登録者に氏名・連絡先を文書で通知するとともに、利用希望者にも登録者の氏名、連絡先を文書で通知します。
- (2) 紹介後の交渉・契約等は当事者間で行っていただきます。登録者の方は、登録物件の状況をご説明できるようにしておいてください。
- (3) 交渉が終了しましたら、その結果（契約成否）を、必ず町に報告してください。
- (4) 契約が成立した場合、次の書類を町に提出し、物件の登録取り消し手続きを行ってください。

※空き家バンクを利用せず契約された場合も、同様に登録取り消し手続きが必要です。

①空き家バンク登録取消願書（別記様式第6号）**※押印不要**

②提出は、持参・郵送・メールによる



7 注意事項

メールでのお問い合わせの際は、町からのメールを受信できるよう設定しておいてください。また、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

－ 登録手続きに関するお問い合わせ・申し込み先 －

〒078-4198

苫前郡羽幌町南町1番地の1 羽幌町役場 町民課 町民生活係

TEL 0164-68-7003（課直通） / FAX 0164-62-3206

Mail c-seikatsu@town.haboro.lg.jp